

答 申

第1 審査会の結論

越谷市行政不服審査会（以下「審査会」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。）第43条の規定により、処分庁越谷市長（以下「処分庁」という。）の処分又はその不作為についての審査請求の裁決の客観性・公正性を高めるため、審査庁越谷市長（以下「審査庁」という。）の諮問に応じて、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈を含め、審査庁の判断の妥当性を審査する。ゆえに、その審査範囲は、あくまでも審査請求の対象となっている処分庁の処分又はその不作為に限られることとなる。よって、審査会もこの範囲においてのみ審査を行い、以下の結論に至った。

審査請求人が令和3年7月19日付けで提起した、処分庁による令和3年度固定資産税第1期督促処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、審査庁の審査請求を棄却されるべきであるとの判断は妥当である。

第2 事案の概要

本件審査請求は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第343条及び越谷市税条例（昭和29年条例第18号。以下「条例」という。）第54条に基づき、処分庁が行った、市内の土地並びに当該土地の上の家屋（以下「本件土地等」という。）を課税客体として、当該所有者に課する令和3年度固定資産税に係る督促処分の取消しを求めた事案である。

某年某日、審査請求人の被相続人である請求外〇〇〇〇（以下「亡〇〇〇〇」という。）は死亡した。

後日、審査請求人から処分庁に対し、相続人代表者指定届が提出された。

令和3年1月1日時点における本件土地等の所有権に係る登記名義人は亡〇〇〇〇であった。

同年4月30日、処分庁は、審査請求人に対し、「令和3年度越谷市固定資産税・都市計画税納税通知書」を送付し、令和3年度固定資産税賦課決定処分（以下「原処分」という。）を行った。同納税通知書には、審査請求人の住所、氏名に付記するかたちで、「〇〇〇〇様分」と記載されていた。

同年6月16日、審査請求人は、原処分の取消しを求める審査請求を行った。

同月30日、処分庁は、審査請求人に対し、「越谷市市税督促状兼領収済通知書」を送付し、本件処分を行った。同通知書には、審査請求人の住所、氏名に付記するかたちで、「〇〇〇〇様分」と記載されていた。

同年7月18日、審査請求人は本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

なお、審査請求人は、本諮問時点において、原処分及び第2期の納付額について

の督促処分に対しても審査請求を行っている。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件土地等の所有権登記名義人は亡〇〇〇〇であり、したがって、原処分ないし本件処分は、亡〇〇〇〇に対しなされたものである。亡〇〇〇〇はすでに死亡しており、死亡者は納税義務者になれないという税法の一般法理に違反している。

したがって、本件処分は、死亡者である亡〇〇〇〇を名宛人とする原処分を根拠とするものである点及び本件処分自体が亡〇〇〇〇を名宛人としてなされたものである点で違法ないし不当であり、取り消されるべきである。

2 処分庁の主張

本件土地等の令和3年1月1日時点の所有権登記名義人は亡〇〇〇〇であるが、原処分は、処分庁が、法第343条第2項後段及び条例第54条第2項の「現に所有している者」として適当と判断した審査請求人に対して行ったものであり、違法又は不当ではない。

また、本件処分を含む各督促処分は、原処分による各期の納付額について、納期限内に納付されなかったことから、審査請求人に対し、法第371条第1項及び条例第13条に基づき適正に行ったものである。

したがって、原処分ないし本件処分は違法又は不当ではないため、本件審査請求は却下されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

処分庁が、審査請求人を、令和3年1月1日時点における本件土地等の実体法上の所有者として、「現に所有している者」と認定したことに不合理な点はなく、同人を原処分ないし本件処分の名宛人とした点に違法性はない。なお、審査請求人は、原処分ないし本件処分の名宛人が亡〇〇〇〇であると主張するが、処分庁が発行した納税通知書等には「〇〇〇〇様分」と付記されており、審査請求人においても、原処分ないし本件処分の名宛人が亡〇〇〇〇でないことは十分認識できるものである。

そして、その他、原処分ないし本件処分に違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第5 審査庁の意見

1 裁決についての考え方

本件審査請求を棄却する。

2 理由

審理員意見書の「第3 理由」と同旨により、原処分には何らの違法性はなく、

本件処分を含む各督促処分も適正に行われていることから、審査請求人の主張は、本件処分の取消しを求める理由として採用することができない。

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、次のとおりである。

1 原処分の適法性について

(1) 法第343条第2項について

ア 法第343条第2項前段は、法第343条第1項の所有者とは、「土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者……として登記又は登録がされている者をいう」と規定する。

土地補充課税台帳及び家屋補充課税台帳とは、登記簿に登録されていない土地及び家屋について、その所有者の住所、氏名や基準年度の価格等を登録した帳簿である（法第341条第1項及び第13項、法第381条第2項及び第4項）。つまり、法第343条第2項前段によれば、固定資産の所有者とは、登記簿に登録されている土地又は家屋については所有者として登記されている者をいい、登記簿に登録されていない土地又は家屋については土地補充課税台帳又は家屋補充課税台帳に所有者として登録されている者をいう、ということになる。

イ 本件土地等は登記されている土地及び家屋であるから、土地補充課税台帳等の登録の有無や内容によるまでもなく、所有者として登記されている亡〇〇〇〇について、法第343条第2項の適用を検討することとなる。

ウ 一方、法第343条第2項後段は、「所有者として登記……がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき……は、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者を所有者というものとする」と規定する。そして、「現に所有している者」とは、「相続その他の事由に基づき民法その他の規定により当該固定資産を現実に所有している者をいう」とされている（越谷市行政不服審査会第3号事案に係る令和3年7月26日付弁明書添付資料(2)『固定資産税実務提要』（固定資産税務研究会編））。

なお、民法第898条第1項は、「相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する。」と規定し、法第10条の2第1項は、「共有物……に対する地方団体の徴収金は、納税者が連帯して納付する義務を負う。」と規定されて、相続人が数人あるときは、いずれの相続人も固定資産税全額につき納税義務を負っているため、法第343条第2項後段の適用にあたっては、「現に所有している者」には、「現に『相続人として共有』している者」も含まれることとなる。

エ 本件土地等の所有者として登記されている亡〇〇〇〇は、本件処分の賦課期日である令和3年1月1日より前に死亡していた。したがって本件土地等に

については、法第343条第2項前段ではなく同条第2項後段が適用され、本件土地等を現に所有している者が法第343条第1項の所有者となる。

ところで審査請求人は、処分庁に対して相続人代表者指定届を提出していたところ(越谷市行政不服審査会第3号事案に係る令和3年7月26日付弁明書添付資料(3))、処分庁においては、同届出を受領した際に、審査請求人が亡〇〇〇〇の相続人であることを戸籍によって確認していた(越谷市行政不服審査会第3号事案に係る審査庁による口頭理由説明)。

そこで、令和3年度の固定資産税の賦課手続においては、亡〇〇〇〇〇の相続人である審査請求人を、本件土地等を現に所有する者であると認定して、審査請求人に対して原処分を行ったものと認められる。

(2) 原処分について

以上のとおり、原処分は法第343条第2項後段に基づき審査請求人に対して行われたものであって違法な点はなく、他に違法又は不当な点も認められない。

2 本件処分の適法性について

本件処分は、原処分による令和3年度固定資産税第1期分の納付額について納期限内に納付されなかったことから、法第371条第1項及び条例第13条に基づき行われたものである。上述のとおり原処分に違法性が認められない以上、それに基づく本件処分についても違法、不当な点は認められない。

3 審理員の審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は適正に行われたものと認められる。

4 結論

以上のとおりであるから、第5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

第7 調査審議の経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年 1月18日	審査庁からの諮問
令和4年 3月 8日	審査請求人から主張書面等の提出
令和4年 3月30日	第1回審議
令和4年 4月26日	第2回審議
令和4年 5月11日	第3回審議

令和4年5月11日

越谷市行政不服審査会

会 長 吉 村 総 一
委 員 松 浦 麻里沙
委 員 佐 藤 匡